

業務及び財産の状況に関する説明書類

令和7年8月期

〔 自 令和6年9月1日
至 令和7年8月31日 〕

公衆縦覧開始日 令和7年10月31日

清明監査法人

業務及び財産の状況に関する説明書類

令和 7 年 8 月期 令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

令和 7 年 10 月 31 日作成
清 明 監 査 法 人
東京都町田市能ヶ谷一丁目 5 番 8 号
統括代表社員 島貫 幸治

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当監査法人は、次の各号の業務を行うことを目的としております。

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調製又は財務に関する調査、立案もしくは相談の業務

(2) 監査法人の沿革

当監査法人の代表社員 今村了が中心となり、組織的監査及び監査の効率化等を目的として、平成 2 年 4 月 23 日付で監査法人設立認可申請書を関東財務局に提出し、同年 6 月 23 日付で大蔵大臣より設立認可となり、同年 7 月 5 日付で設立登記が完了いたしました。

設立登記後、本提出日までの間に、下記事項を除き、名称変更、合併、目的の変更、主要な関係会社の設立等の主な変遷はありません。

① 主たる事務所の移転

平成16年12月 1 日	東京都新宿区改代町16番地 Y S K ビル 6 階より下記に移転 (移転後) 東京都町田市能ヶ谷町996番地
平成18年 1 月11日	下記に移転 (移転後) 東京都町田市能ヶ谷町69番地
平成19年 3 月31日	町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業の換地処分に 伴う住居表示変更に伴う変更 (変更後) 東京都町田市能ヶ谷町5002番地 1
平成22年 7 月19日	住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基 づく変更 (変更後) 東京都町田市能ヶ谷一丁目 5 番 8 号

② 従たる事務所の設置及び移転

平成23年12月16日	千代田事務所及び札幌事務所の設置 (千代田) 東京都千代田区四番町7番地15 (札幌) 札幌市中央区北五条西五丁目2番地12
平成24年4月23日	千代田事務所移転 (移転後) 東京都千代田区四番町4番地9
令和6年2月25日	札幌事務所移転 (移転後) 札幌市中央区大通西七丁目1番地1

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、無限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

(監査証明業務)

当監査法人は、金融商品取引法監査、会社法監査、学校法人監査等の法定監査のほか、任意監査を含めた監査業務を提供しております。

被監査会社数は、金融商品取引法等の法定監査が71社(前期比10社減少)、任意監査が45社(前期比1社増加)で当年度における監査証明業務収入は450,470千円(前期比15,500千円の増収)となりました。

(非監査証明業務)

当年度の非監査証明業務収入は7,182千円(前期比6,832千円の増加)となりました。

以上の結果、当年度の監査証明業務収入と非監査証明業務収入の合計額は、457,652千円(前期比22,332千円の増収)となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和7年8月31日現在

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	6 社	6 社
②金 商 法 監 査	0	0
③会 社 法 監 査	2	0
④学 校 法 人 監 査	2	0
⑤労 働 組 合 監 査	0	0
⑥その他の法定監査	61	0
⑦その他の任意監査	45	0
計	116	6

(4) 非監査証明業務の状況

令和7年8月31日現在

区 分	対象会社等数	対前年度増減	収入金額
大 会 社 等	2 社	1 社	7,182千円
そ の 他 の 会 社 等	0 社	0 社	一千円

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、会計及び監査のプロフェッショナルとして、真実を見極め、真実を報告し、経済社会の安定に貢献するという、監査法人に与えられた社会的役割を全うするため、監査の品質を最重要事項として行動することを基本方針として掲げております。

また、この目的を達成するのは人であるとの考えから、一人一人の構成員が常に高い志を持つとともに、それぞれの個性を活かして、プロフェッショナルとして成長することを重視し、組織的かつ高品質な監査業務をグローバルな経済活動を行うクライアントに提供する体制を法人一体として整備し、さらに、最終的な監査の品質は個々の監査業務において実現されるという基本を忘れることなく、一つ一つの監査業務の現場における適時適切な指導監督機能を重視し、各方面における全ての利害関係者からより信頼されるプロフェッショナル集団となるべく、全社一丸となって行動しております。

② 経営管理に関する措置

当監査法人は、経営意思決定機関として社員会を開催しており、経営上の重要事項のみならず、監査の品質管理規程や監査の品質に係る各種の規則及び細則等も含め、重要事項や意思決定は社員会で漏れなく審議して決議し、法人として一体運営を図っております。当監査法人の社員は、全員が公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であります。

社員会の決議により、最高責任者として統括代表社員を選任しており、統括代表社員は、品質管理システムに関する最終的な責任を負う者として責任の所在を明確に定めております。また、社員会の決議により、当監査法人が定める選任要件を満たす者を品質管理担当責任者として選任しており、品質管理担当責任者は、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する者として責任の所在を明確に定めております。

当監査法人は、東京都町田市に所在する本部事務所、東京都千代田区に所在する千代田事務所、札幌市に所在する札幌事務所の三拠点で運営しており、各拠点には、代表社員が互選により、各事務所の責任者として経営管理に従事しておりますが、上記のとおり、経営管理の面でも監査の品質管理の面でも全ての重要事項は社員会で漏れなく審議して決定しており、法人一体としての運営を図っております。

また、各拠点における品質管理担当者を定めるとともに、各拠点の品質管理担当者で構成される品質管理グループを組織的に設け、各拠点の業務が各拠点のみで完結しないよう、審査又はモニタリングを相互に実施することで、内部的な評価・監督機能を実現し牽制を図る体制を構築しております。

なお、監査法人の組織的な運営に関する原則3の趣旨を踏まえ、監査法人の公益的な役割をより果たす観点から、経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能をより強固に確保することを目的として、企業法務の専門家である弁護士資格と監査及び企業会計の専門家である公認会計士資格の両方を有する外部の有識者を当監査法人の「独立性を有する第三者」として選任しております。当該有識者との意見交換等を実施することにより、経営機能やガバナンスの強化に関して、必要に応じた適切な指導及び助言・提言等を受けております。

③ 法令遵守に関する措置

法令遵守に関し、「インサイダー取引防止規程」及び「犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等の措置の実施に関する規程」等を制定し、研修等を通じてこれら諸規程の周知徹底を図り、監査責任者たる各社員が監査従事者等に対して随時注意喚起しております。

当該規程の遵守状況に関しては、毎年7月1日を基準日として調査を実施し、全構成員から規程遵守に関する誓約書を入手しております。

また、法令違反行為並びに監査における不正又は不正リスク等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営並びに監査における不正リスク対応の強化に資するため、「社内通報等運用規程」を制定し、社内外からの法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めております。

- (2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当監査法人は、社員会の決議により、当監査法人が定める選任要件を満たす者を品質管理担当責任者として選任しており、品質管理担当責任者は、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する者として責任の所在を明確に定めております。また、各拠点における品質管理担当者を定めるとともに、各拠点の品質管理担当で構成される品質管理グループを組織的に設け、各拠点の業務が各拠点のみで完結しないよう、審査又はモニタリングを相互に実施することで、内部的な評価・監督機能を実現し牽制を図る体制を構築しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理グループの構成員は監査業務にも従事しておりますが、審査並びにモニタリング活動において、各業務に直接関与していない品質管理担当者によるモニタリングを実施する体制を構築しておりますので、実質的な独立性を担保し得る仕組みを構築しております。また、品質管理活動の年間計画を策定し、分担と役割を明確にすることにより、業務の品質の管理に従事するための十分な時間を確保しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

令和7年8月31日

② 業務の品質の管理の目的

当監査法人は、「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、業務を適正に行うことを確保するための体制として、下記事項を明文化しており、品質管理体制に関する最終的な責任を負う統括代表社員の指揮のもと、品質管理担当責任者が当監査法人の品質管理の方針及び運用に責任をもっております。

監査の品質管理に関する方針及び手続は全て社員会で決定し、拠点ごとの偏りや相違のない、監査事務所としての一体運営を図っており、各拠点の品質管理担当で構成される品質管理グループにて相互にモニタリングし牽制を図ることで、全ての業務において、監査事務所として同一の監査の品質を実現する体制を構築しております。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(ア) 方針及び手続

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が独立性の保持を含む職業倫理に関する規定を遵守することを確保するための方針及び手続を定め、日常的に職業倫理の遵守と独立性の保持の重要性を全構成員に対して繰り返し伝達するとともに、研修を企画し受講させることにより、その遵守について周知徹底を図っております。

(イ) 独立性の保持

i. 独立性の保持のための方針及び手続

- ・ 独立性の保持が要求される被監査会社に関するデータベースを設置し、全構成員がいつでも閲覧して確認できる体制を整備しております。
- ・ 全構成員に対して独立性に関する年次確認手続を実施しております。
- ・ 監査の品質管理規程において、独立性に違反した状況に気付いた場合には、その旨を速やかに監査責任者及び品質管理担当責任者に報告することを義務付けております。また、独立性に関わる諸問題については、倫理・独立性相談窓口を設け、随時相談に応じております。
- ・ 社員・職員の独立性理解徹底のため、職業倫理に関する研修テーマを必須の研修テーマとして計画し受講させております。

ii. 主要な担当者のローテーションの方針及び手続

監査業務の主要な担当者のローテーションに関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、社員会で承認の上決定しております。

iii. 同時提供業務に関する方針及び手続

監査業務の依頼人に対する非保証業務の提供に関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、原則として禁止するとともに、その提供する非監査証明業務が例外的に監査証明業務との同時提供の禁止に抵触しない場合には、独立性に対する阻害要因の程度を確認した上で、監査業務の新規の契約の締結に準じた承認権者による事前承認を得た上で受嘱することとしております。

iv. 報酬依存度に関する方針及び手続

報酬依存度に関しては、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に準拠した内部規定を定め、当該内部規定において、全ての監査業務の依頼人に関する指針と監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合の指針を定めており、各状況に応じて必要とされる対応策を講じております。

監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合は、報酬依存度が継続して15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、当監査法人の構成員ではない公認会計士による監査業務に係る審査と同様のレビューが、阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードとなり得るかどうかを判断し、セーフガードとなり得ると判断した

場合は、その対応策を適用することとし、5年連続して上記の状況が継続する場合は、5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任することとしております。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

(ア) 契約の新規の締結

監査契約の受任に先立ち、独立性の阻害要因の有無を調査するとともに、企業及び経営者の誠実性やバックグラウンドの理解、業務の内容、契約条件及び業務リスク等を検討し、監査時間、人的資源、適正及び能力、契約に重要な影響を及ぼす事項がないこと（不正リスクを含む重要な監査リスクがないこと）の全てを満たす場合のみ、契約の新規の締結を行うことができる旨を定めております。

監査業務の契約の新規の締結に当たっては、リスクの程度に応じて承認権限を規定しており、大会社等との契約の新規の締結は、社員会の承認によることとしております。

(イ) 契約の更新

監査業務の契約の更新に関する方針及び手続を定め、当監査法人所定の様式に従って、経営者の誠実性や不正リスクを含む監査契約の更新に伴うリスクを評価しております。

契約の更新の承認は、リスクの程度に応じて承認権者を規定しており、大会社等との契約の更新に関しては、重要なリスクが識別されなかった場合は、審査担当者のみならず、最終承認者を統括代表社員とし、対応しがたいリスクが識別された場合には、契約を更新しないこととしております。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

社員の選任は、当監査法人の監査の品質を合理的に確保するために必要とされる、知見、能力、経験、適正及び職業倫理を備えた人材を対象に、社員会における社員全員の同意を必要とする承認決議によって選任しております。

専門要員の採用に関しては、当監査法人の採用に関する方針及び手続によっており、当監査法人の監査業務を遂行するために必要な能力を保有した誠実で優秀な人材を採用することとしております。また、専門要員の選任については、業務の専門性等を考慮して監査チームを編成しております。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当監査法人又は監査責任者が状況に応じて適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適正、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、人事に関する方針及び手続を定めております。

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

社員の評価に当たっては、品質管理を重視した評価を行っており、社員報酬の決定は社員会の承認決議によっております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

教育・訓練に関しては、人材が最も重要な経営資源であるとの基本認識に立ち、人材の育成に努めております。当監査法人は小規模組織であるため、監査現場で生じた課題の一つ一つに監査チームでともに向き合い、現場での指導及び教育を重視するとともに、「研修運用規程」に基づき、品質管理担当責任者が研修計画を立案し、職業的専門家としての継続的な能力開発が図られるよう、研修テーマの指定や社内研修の開催を実施しております。

日本公認会計士協会の継続的専門能力開発制度（CPD）に関しては、各拠点の品質管理担当者及び品質管理担当責任者により、各年度末前に公認会計士である専門要員の履修状況を確認し、年度末までの必要単位の取得に関して注意喚起するとともに、その後の履修状況を継続してフォローし、CPD履修状況の管理を徹底して行っております。また、毎年7月1日付で実施している独立性等の確認手続の中で、履修結果通知書を併せて提出させ、全ての公認会計士たる専門要員が履修義務を達成していることを確認しております。

(ウ) その他

i. 情報通信技術の利用

当監査法人は、日々進化するITテクノロジーに関して、監査業務や法人運営における業務の有効性と効率性を高めるツールとして効果的かどうかの検討を行い、その有効性や効率性が認められた場合には、積極的にIT投資を行う方針としております。

現状においては、クラウドサーバーやグループウェアの活用、リモート会議システムの導入等を図り、データ保管のセキュリティを確保するとともに、コミュニケーションツールを利用しての情報の共有と伝達を図っております。

ii. 情報セキュリティ対策

当監査法人は、情報セキュリティ対策として、「セキュリティ・ポリシー」及び「情報セキュリティ対策基準」を定め、情報の紛失や漏えい並びに不正利用や私的利用を未然に防止する対策を講じております。

また、情報セキュリティの確保を行動指針の一つとして掲げ、日常的に指導・監督するとともに、研修テーマとしても取り上げ、情報セキュリティ対策の重要性の理解を促すとともに、全構成員に対して、毎年7月1日付で「機密情報保持誓約書」と「セキュリティ・ポリシー遵守状況報告書」の提出を義務付けております。さらに、品質管理担当責任者及び情報セキュリティ担当責任者により、全構成員のPCの利用状況とデータ保管状況等を定期的にモニタリングするとともに、利用しているITベンダーのセキュリティ状況に関しても定期的に評価しております。

オ. 業務の実施及びその審査

当監査法人は、監査の品質を合理的に確保するため、日本公認会計士協会から公表されている監査基準報告書等に準拠した、不正リスクへの対応も含む、監査業務の計画段階から監査報告書の提出までを規定した監査マニュアルを定めており、また、より具体的な指針や説明が必要と判断される事項に関しては、監査細則を定め、より具体的な方針及び手続を定めております。

(ア) 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施する旨と、その方針及び手続を定めております。当該事項に該当する事項を具体的に例示するとともに、問合せ先を品質管理担当責任者及び品質管理担当者と定め、品質管理グループで共有した上で、必要に応じて当監査法人内外の専門家等との討議等を通じて専門的な見解を得ることとしております。また、法令違反行為及び監査における不正の発覚及び通報があった場合の対応に関しては、当監査法人が定める「社内通報等運用規程」に従い、必要に応じて当監査法人が指定する外部の弁護士に問合せ、入手した見解を検討するよう求めています。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の見解及び判断の相違を解決するための方針及び手続を定めております。

最終的には社員会の判断（決議）によることとしておりますが、判断の相違が合理的に解決しない限り、独立監査人の監査報告書は発行されません。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、原則として全ての監査業務について、監査計画及び意見形成のための監査業務に係る審査を行う旨を定め、審査に関する方針及び手続を定めております。

審査は、審査担当社員による審査を原則とし、監査責任者と審査担当社員の間で監査意見の合意が形成されない場合は、監査上の判断の相違の解決に関する規定に従い、最終的には社員会での決議に従うものとしております。

また、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合には、不正による重要な虚偽表示への対応に関する重要な判断と結論について適時に審査を受けるとともに、品質管理グループ並びに社員会に報告することとし、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか並びに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、審査担当社員の検討に加えて、原則として社員全員による社員会における審査としております。

当監査法人は、監査意見の審査が完了するまで監査報告書の発行を禁止しており、監査報告書の日付は審査の完了日以後としております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めております。

また、「監査調書の改ざん防止に関する規則」を制定し、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することのリスクを改めて強調するとともに、防止するための仕組みを整備し、周知徹底を図っております。

最終的な整理後の監査調書の原本は、監査チームがアクセスできないように封印した後、鍵付きのキャビネットもしくは外部倉庫のみでの保管とし、施錠後の鍵は品質管理担当責任者又は品質管理担当者が金庫内にて管理することで、いかなる理由においても監査チームが原本にアクセスすることを一切禁止し、またアクセスすることができない措置を講じております。

(オ) その他

当監査法人は、契約の新規の締結及び更新から、業務の実施、審査における各段階において、「監査における不正リスク対応基準」並びに関連する日本公認会計士協会の監査基準報告書及び品質管理基準報告書における不正リスクに対応した監査事務所の品質管理に関する規定に準拠した方針及び手続を整備し運用しております。

また、専門要員の教育・訓練においても、不正リスク対応のための能力向上の観点から検討した研修テーマを計画し、業務の実施状況については、日常的モニタリング活動及び完了した監査業務の検証における重点テーマとして位置付けることにより、不正リスクへの対応に関する品質管理体制の確実な運用を担保しております。

カ．業務に関する情報の収集及び伝達

監査の品質を確保し、持続的自発的に監査の品質を高めていくためには、経営機関の考えを監査の現場まで浸透させる必要があり、法人一体として同質の運営を図る上で意思と情報の伝達と共有は不可欠であると考え、当監査法人の品質管理規程において、情報の収集及び伝達に関する方針又は手続を定めております。

当監査法人は、経営上のみならず監査の品質に係る事項を含め、全ての重要事項を社員会で漏れなく議論して決定しており、社員会で決定された事項は、監査責任者を通して監査チームに属する全ての専門要員に伝える体制を構築しております。また、監査の現場で識別された情報は、監査責任者を通して品質管理グループ及び社員会に伝達され、経営管理又は監査品質の向上に活用する体制を構築しております。これらの情報と伝達は、直接、又はデータ保管等のセキュリティを確保した上で、当監査法人が利用するグループウェアやリモート会議システム等のコミュニケーションツールを利用して行っております。

監査事務所外への伝達に関しては、被監査会社の経営者及び監査役等とは、監査手続実施の過程で直接的かつ積極的なコミュニケーションを図っており、当監査法人の品質管理システムについて説明するとともに、双方向で意見や評価を頂戴し、監査品質向上

へとつなげる体制を構築しております。さらに、法令の趣旨に準拠した監査品質に関する報告書を作成し、公表するための体制を構築しており、当該体制に基づいて当監査法人の監査品質を維持・向上させるための体制や取組みをホームページ等で開示しております。当監査法人のホームページには市場参加者等が自由に問い合わせることが出来る「監査ホットライン」を設けており、ここで得られた意見や評価を監査の品質改善につなげる体制を構築しております。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人が、前任又は後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠した、監査事務所間の引継に関する方針及び手続を定め、必要な手続を実施しております。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人の品質管理規程において、品質管理システムに関する最終的な責任を負う者は最高責任者である旨を明記して責任の所在を明確に定め、社員会の決議により、最高責任者として統括代表社員を選任しております。

また、同規程において、品質管理システムの整備及び運用に責任を有する者は品質管理担当責任者である旨を明記して責任の所在を明確に定め、さらに、品質管理担当責任者の選任要件についても具体的基準を定めた上で、社員会の決議により、品質管理担当責任者を選任しております。

モニタリング及び改善プロセスの運用に関しては、各拠点の品質管理担当者4名で構成される品質管理グループを組織的に設置し、品質管理担当責任者が中心となって、品質管理システムの運用状況を評価し、不備が検出された場合には改善活動を通じて品質管理システムの改善に努めております。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当監査法人の運営方針において、全ての監査業務において監査の品質が優先されるということを認識し、品質管理システムの整備や文書化並びにその支援を行うために十分な資源を用意する責任を有し、監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当監査法人が定める品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負う旨を定めております。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人の品質管理規程において、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスの方針を策定し実施しております。

「監査に関する品質管理基準」及び品質管理基準報告書等に準拠した様式を使用し、当該基準等で規定している品質目標の他、必要と考える追加の品質目標があれば追加の品質目標を設定し、当監査法人の性質及び状況並びに当監査法人が実施する業務の内容及び状況等を理解した上で、これらが品質目標の達成について、どのように、またどの程度、阻害し得るかを考慮し、品質リスクの評価の根拠に基づき、また当該根拠に応じた方法により、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用しております。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理システムのモニタリングに関して、日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する方針及び手続を定めております。

日常的モニタリング活動は、独立性の保持、契約の締結から業務の実施、監査意見形成等の品質管理システム全般の整備及び運用状況を検証対象としています。

また、完了した監査業務の検証は、3年を超えないサイクルで一人の監査責任者に対して少なくとも一つの監査業務が検証対象となるように、社員会の決議により監査業務を選定し、実施しております。

品質管理システムのモニタリングの結果、検出された不備については、適時品質管理担当責任者に報告され、当監査法人の品質管理システムに関する不備については品質管理グループが、個別業務に関する不備については対象業務の監査責任者が、原因分析を実施するとともに、不備の影響を評価し、品質管理担当責任者は是正措置を指示又は実施するとともに、社員会に報告することとしております。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

品質管理システムに関する最高責任者である統括代表社員は、2025年8月31日を評価基準日とする当監査法人の品質管理システムの評価の結果、重大または広範な不備が識別されなかったため、当監査法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供しているものと判断しております。

⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員は全員が公認会計士であり、特定社員はおりません。また、審査担当者も公認会計士たる社員に限定しております。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

当監査法人は、日本公認会計士協会より令和5年2月に品質管理レビュー報告書及び改善勧告書を受領しております。

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

統括代表社員の島貫幸治は、当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

提携を行う監査法人の名称	提携開始年月	提携の内容
協和監査法人	平成18年4月	1. 業務サービス 2. 人材交流 3. 研修サービス 4. 専門的な見解の問合せ
PwC Japan 有限責任監査法人	平成24年5月	1. 業務サービス 2. 人材交流 3. 研修サービス

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
12 人	0 人	12 人

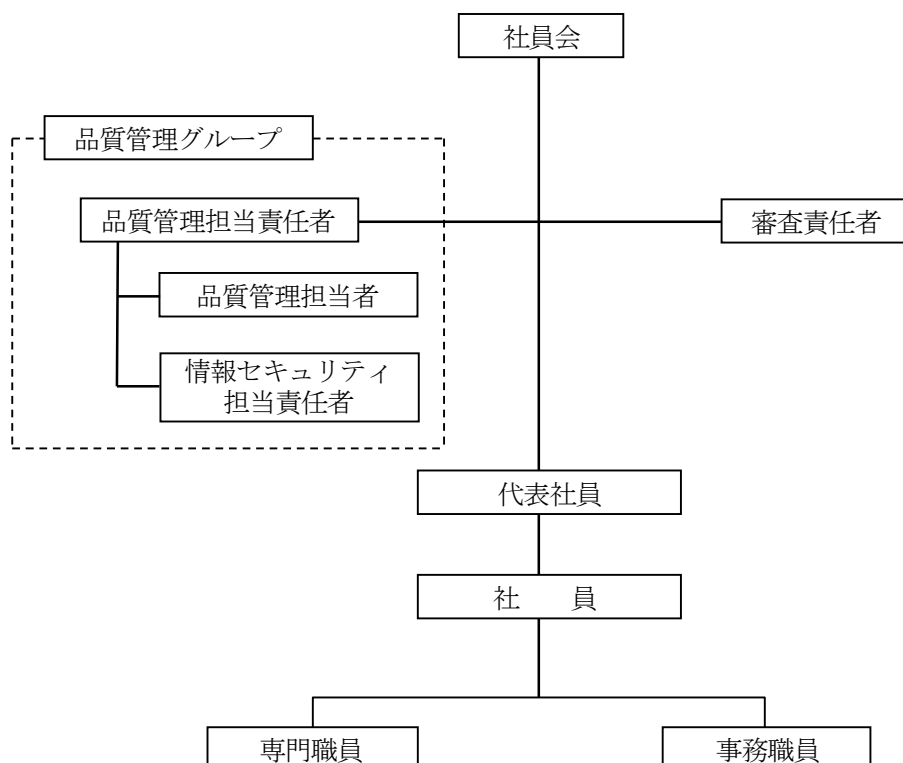
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	定款記載事項 他	12 人	0 人	12 人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本 部 事 務 所	東京都町田市能ヶ谷一丁目5番8号	6 人	0 人	6 人	17 人
(従) 千代田事務所	東京都千代田区四番町4番地9	2	0	2	4
(従) 札幌事務所	札幌市中央区大通西七丁目1番地1	4	0	4	2

四．監査法人の組織の概要



五．財産の概況

1．売上高の総額

(単位：千円)

	第36年度 (令和5年9月1日～ 令和6年8月31日)	第37年度 (令和6年9月1日～ 令和7年8月31日)
売上高		
監査証明業務	434,970	450,470
非監査証明業務	350	7,182
合 計	435,320	457,652

2．直近の二会計年度の計算書類

当監査法人は、無限責任監査法人であり、添付の必要はないため、添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当監査法人は、無限責任監査法人であり、添付の必要はないため、添付しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

1. 金商法・会社法監査

ネボン株式会社

札幌臨床検査センター株式会社

株式会社フジタコーポレーション

株式会社丸千代山岡家

株式会社北の達人コーポレーション

フュージョン株式会社

計 6 社

2. 会社法監査

該当なし

以 上